



# 資格商法

## ■主なトラブル事例

勤務先、自宅に突然電話があり、「公的資格をとりませんか」と勧められた。「将来必ず役に立ちますよ、合格は確実ですよ。」と言われたが、早く電話を切りたかったのであいまいな返事をした。又は「資料を送ってください」といっただけなのに契約したことになる。 ●二次被害… 以前に資格講座を受講した人に対して、「資格を取得するまで契約は続いている。このままでは、多くの業者からの勧誘の電話が続く。リストから名前を削除するにはお金が必要。」などといって、新たな契約を迫ります。巧妙な誘いに乗らないようにしましょう。

## ■トラブルにあわないために！

公的資格は簡単にはとれません。あいまいな返事をする、契約するつもりがないのに契約したことになってしまいます。必要なければ、「受講する気はありません。」「必要ありませんので、お断りします。」とキッパリと断りましょう。



## ■もし契約してしまったら解約できますか？

契約書面を受け取った日を含めて8日以内なら、クーリング・オフ（無条件解約）できます。

困った時は、1人で悩まず 早めに

**御殿場市消費生活センター** に相談して下さい。

**TEL 0550-83-1629 FAX 0550-82-4333**